

昭和二十八年政令第二百五十五号
国家公務員退職手当法施行令

内閣は、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八百八十二号）第四条、第五条、第七条、第八条、第十四条、附則第四項及び附則第九項の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第二章 一般の退職手当（第一条の三～第九条の八）

第三章 特別の退職手当（第九条の九～第十五条）

第四章 退職手当の支給制限等（第十六条～第十九条）

第五章 総則（非常勤職員に対する退職手当）

第六章 附則

（非常勤職員に対する退職手当）
第一条 常時勤務に服することを要する国家公務員（以下「職員」という。）以外の者で、国家公務員退職手当法（以下「法」という。）第二条第二項の規定により職員とみなされるものは、次に掲げる者とする。
一　国的一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者は、次に掲げる者とする。
二　前号に掲げる者以外の常時勤務に服すことを要しない者のうち、内閣総理大臣の定めるところにより、職員について定められていない勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの。
前項第二号に掲げる者については、法第四条通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定並びに法第五条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分の規定は、適用しないものとする。
(退職手当の支払方法の特例)
第一条の二 法第二条の三第一項ただし書に規定する政令で定める確実な方法は、日本銀行を支払人とする小切手の振出しとする。

第二章 一般的退職手当

（俸給月額）

第一条の三 法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、職員が休職、停職、減給を得た職

その他の理由によりその俸給（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき俸給月額とする。

（傷病の程度）

法第三条第二項、第四条第二項又は第五条第一項第四号若しくは第二項に規定する傷病は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。

（法第四条第一項第二号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）

該当する程度の障害の状態にある傷病等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。

（法第四条第一項第二号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）

へ 任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職員としての在職期間及び同条第三項に規定する通算制度を有する一般地方法行政法人等に使用される者としての引き続いた在職期間

ト 内閣がその任命を行う検察官（昭和二十二年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する職員としての在職期間を計算する場合における先の地方法行政法人等の引き続いた在職期間及び同条第五項に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

チ 会計検査院が会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により検査官の合議で決するところによりその免及び進退を行う職（事務総局に置かれる事務総長、事務総局次長及び局長並びに事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官の職に限る。）

二 第七条第五項又は第六項の規定を適用しての引き続いた在職期間

三 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間及び同条第一項に規定する実施期間の初日以後一年を経過するまでの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いた在職期間（平成十八年法律第五十一号）第三条第一項に規定する対象公共サービス従事者となるために退職した者

四 一 裁判官で日本憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前に定年内に退職したもの

二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

三 定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者

四 一 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

五 各議院事務局の事務長又は各議院法制局の法制局長がその任命を行うに際し各議院の議長の同意（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二十七条第二項及び第一百三十一条第五項の規定によるものを除く。）を得た職

六 口 国立国会図書館の館長がその任命を行うに際し両議院の議長の承認を得た職

イ 各議院事務局の事務長又は各議院法制局の長等（以下「各省各府の長等」という。）

六 各省各府の長等（以下「各省各府の長等」という。）

四 各省各府の長等（以下「各省各府の長等」という。）

三 各省各府の長等（以下「各省各府の長等」という。）

二 各省各府の長等（以下「各省各府の長等」という。）

一 各省各府の長等（以下「各省各府の長等」という。）

（公務又は通勤によることの認定の基準）

第五条 各省各府の長等は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たつては、國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第八十号）その他の法律の規定により職員の公務による災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

（基础在職期間）

第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間と/or

一 第七条第三項（同条第四項の規定により任命を行うに際し内閣の承認を得た職員としての在職期間及び同条第三項に規定する通算制度を有する一般地方法行政法人等に使用される者としての引き続いた在職期間）

二 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間

三 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間

四 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間

五 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間

六 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間

一 第七条第三項（同条第四項の規定により任命を行うに際し内閣の承認を得た職員としての在職期間及び同条第三項に規定する通算制度を有する場合を含む）の規定を適用して職員としての在職期間を計算する場合における先の地方法行政法人等の引き続いた在職期間及び同条第五項に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

二 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間

三 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き続いた在職期間

四 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き續いた在職期間

五 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き續いた在職期間

六 第九条の三第一項又は第二項の規定を適用しての引き續いた在職期間

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされる独立行政法人鉄道建

設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十六条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道（以下「旧日本铁道清算事業団」という。）附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本铁道清算事業団」という。）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本铁道（以下「旧日本铁道建設公团」という。）の職員としての在職期間

八 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下「平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第十二条の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家の法（平成十一年法律第百六十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第十二条の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家（以下「旧青年の家」という。）

九 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第十二条の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間

十 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧独立行政法人国立少年自然の家（以下「旧少年自然の家」という。）の職員としての在職期間

計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人経済産業研究所の職員としての在職期間

十一 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本铁道清算事業団」という。）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本铁道（以下「旧日本铁道建設公团」という。）の職員としての在職期間

十二 削除

十三 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号。以下「平成二十七年独法整備政令」といいう。）第百四十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人日本学生支援機構の職員としての在職期間

十四 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人日本学生支援機構の職員としての在職期間

十五 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号。以下「原子力安全基盤機構解散法」といいう。）附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成十五年法律第百三号）附則第五条第一項の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「旧メディア教育開発センター」といいう。）の職員としての在職期間

十六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）附則第八条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員としての在職期間

十七 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人日本学生支援機構の職員としての在職期間

十八 平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第百五十五号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人海洋研究開発機構の職員としての在職期間

十九 国立大学法人法（平成十五年法律第百十ニ号）附則第六条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人海洋研究開発機構（国立研究開発法人海洋研究開発機構を含む。）の職員としての在職期間

二十 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き續いた在職期間とみなされる同法第二条第五項に規定する国立大学法人等の職員としての在職期間

二十一 独立行政法人高等専門学校機構の職員としての在職期間

二十二 大学評価・学位授与機構法（以下「大学評価・学位授与機構法」という。）第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構を含む。）の職員としての在職期間

二十三 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第十八号。以下「平成二十一年独法改革文部科学省関係法整備法」という。）の職員としての在職期間

二十四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人宇宙航空研究開発機構（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を含む。）の職員としての在職期間

二十五 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号。以下「原子力安全基盤機構解散法」といいう。）附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人メディア教育開発センター（以下「旧メディア教育開発センター」といいう。）の職員としての在職期間

二十六 独立行政法人日本学生支援機構法（平成二十一年法律第百四号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人日本学生支援機構（以下「旧独立行政法人日本学生支援機構」といいう。）の職員としての在職期間

二十七 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」といいう。）の職員としての在職期間

二十八 独立行政法人日本学生支援機構（以下「旧独立行政法人日本学生支援機構」といいう。）の職員としての在職期間

二十九 独立行政法人高等専門学校（以下「旧独立行政法人高等専門学校」といいう。）の職員としての在職期間

三十 独立行政法人高等専門学校（以下「独立行政法人高等専門学校」といいう。）の職員としての在職期間

二十四 平成二十七年独立行政法人産業技術総合研究所法の一部の規定により読み替えて適用する独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独立行政法人産業技術総合研究所（国立研究開発法人産業技術総合研究所を含む。）の職員としての在職期間

二十五 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）第二十三条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「旧独立行政法人医薬基盤研究所法」という。）第二条の独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を含む。）の職員としての在職期間

二十六 平成二十七年独立行政法人医薬基盤研究所法の規定により読み替えて適用する独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独立行政法人情報通信研究機構法（平成十二年法律第六百六十二号。以下「旧独立行政法人情報通信研究機構法」という。）第三条の独立行政法人情報通信研究機構（国立研究開発法人情報通信研究機構を含む。）の職員としての在職期間

二十七 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十三

二十九 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号。以下「平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第三条に規定する施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員としての在職期間

三十 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推

二十八 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第二項又は第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人酒類総合研究所の職員としての在職期間

二十九 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第二項又は第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧青年の家の家又は旧少年自然の家の職員としての在職期間及び平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第三条第二項に規定する施行日後の研究所等（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七百七十六号。以下「旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」という。）第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。）の職員としての在

三十一 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十七号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員としての在職期間

三十二 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の土木研究所等(国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第十八号)以下「平成二十七年独法改革国土交

進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下「平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第二百九十九号。以下「旧国立研究開発法人水産総合研究センター法」という。）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「旧国立研究開発法人農業生物資源研究所」という。）同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「旧国立研究開発法人農業環境技術研究所」という。）、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第二百九十八号。以下「旧国立研究開発法人森林総合研究所法」という。）第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。）の職員と

三十四 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七号）附則第四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人文化財研究所（以下「旧文化財研究所」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人国立文化財機構の職員としての在職期間

三十五 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。）附則第八条第一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみ

通省関係法整備法」という。(第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法(平成十一年法律第二百八号)以下「旧国立研究開発法人海上技術安全研究所法」という。)第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、平成二十七年独立行政法人国土交通省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所(以下「旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所」という。)並びに同項の規定により解散した旧国立研究開発法人電子航法研究所(以下「旧国立研究開発法人電子航法研究所」という。)を含む。)の職員としての在職期間

三十三 平成二十七年独法整備政令第四百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十九号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第二百四条の規定による改正前の独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百六十六号)以下「旧独立行政法人国立

なされる農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター（以下「旧林木育種センター」という。）の職員としての在職期間及び平成二十六年独立法整備法第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所（平成十一年法律第百九十八号。以下「旧独立行政法人森林総合研究所」）の職員としての在職期間及び平成二十六年独立行政法人森林総合研究所（以下「旧独立行政法人森林総合研究所」）の職員としての在職期間（法等改正法）という。）第二条の独立行政法人森林総合研究所（旧独立研究開発法人森林総合研究所所法第二条の国立研究開発法人森林総合研究所所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む）の職員としての在職期間

三十六、自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号。以下「自動車検査独立行政法人法等改正法」という。）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第百四十二条）の規定により読み替えて適用する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に關する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独立法整備法第百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第八号。以下「旧自動車検査独立行政法人法」という。）第二条の自動車検査独立行政法人（独立行政法人自動車技術総合機構を含む。）の職員としての在職期間

三十七、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百六十九条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本郵政株式会社、同法第百七十六条の規定による合併により解散した郵便事業株式会社（以下「旧郵便事業株式会社」という。又は郵政民営化法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十三号）第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第一条の郵便局株式会社（以下「旧郵便局株式会社」という。）の職員としての在職期間

三十八、平成二十一年独立法改革文部科学省関係法整備法附則第六条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧メディア教育開発センターの職員と

しての在職期間及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。以下同じ。）の職員としての在職期間

三十九、平成二十一年独立法改革文部科学省関係法整備法附則第六条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十一年独立法改革文部科学省関係法整備法附則第一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国立国語研究所」という。）の職員としての在職期間

四十、平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に關する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法整備政令第百四十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き續いた在職期間

四十一、郵政民営化法第百七十六条の五第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧郵便事業株式会社（以下「旧郵便事業株式会社」という。）の職員としての在職期間

四十二、原子力安全基盤機構解散法附則第六条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧独立行政法人原子力安全基盤機構の職員としての在職期間

四十三、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間

とみなされる同法附則第一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「旧国立健康・栄養研究所」という。）の職員としての在職期間

四十四、森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧独立行政法人森林総合研究所（旧独立研究開発法人森林研究・整備機構を含む）の職員としての在職期間

四十五、平成二十六年独立法整備法附則第二十五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧独立行政法人森林総合研究所（旧独立研究開発法人森林総合研究所）の職員としての在職期間

四十六、道路運送車両法等改正法附則第六条第三項又は第十四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人（国立病院機構の職員としての在職期間）の職員としての在職期間

四十七、平成二十七年独立法改革国土交通省関係法整備法附則第六条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人自動車技術総合機構の職員としての在職期間

四十八、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「平成二十七年独立法改革厚生労働省関係法整備法」という。）附則第十一条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独立法改革厚生労働省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「旧労働安全衛生総合研究所」という。）の職員としての在職期間

四十九、平成二十七年独立法改革農林水産省関係法整備法附則第七条第二項又は第十二条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人交通安全管理研究所（以下「旧交通安全環境研究所」という。）の職員としての在職期間

五十、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）附則第九条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての在職期間

電子航法研究所を含む。）の職員としての在職期間及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の職員としての在職期間又は平成二十七年独立法改革国土交通省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航海訓練所（以下「旧航海訓練所」という。）の職員としての在職期間

五十一、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）附則第九条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての在職期間

五十二条、独立行政法人電子航法研究所（平成十一年法律第二百十号。以下「旧独立行政法人電子航法研究所」という。）第二条の独立行政法人電子航法研究所（以下「旧独立研究開発法人電子航法研究所」という。）の職員としての在職期間

五十三条、法第五条の三に規定する政令で定められた教職員支援機構の職員としての在職期間

第五条の三 法第五条の三に規定する政令で定められた教職員支援機構の職員としての在職期間

一 第三条第一号及び第二号に掲げる者は
二 特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与
に関する法律（昭和二十五年法律第九十五
号。以下「一般職給与法」という。）の指定
職俸給表六号俸の額に相当する額以上であ
る者

3 法第五条の三に規定する政令で定める一定の
期間は、六月とする。

4 法第五条の三に規定する政令で定める年齢
は、退職の日において定められている者の者に
係る定年から二十年を減じた年齢とする。

5 法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第四条第一項及び第五条第一項に規定する
政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じて当該各号に定める割合とする。

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表四号俸の額に相当する額以上である職
員 百分の一

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸
給の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第五条の二第一項各号に規定する政令で定
める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じて当該各号に定める割合とする。

一 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表四号俸の額に相当する額以上ある
職員 百分の一

二 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四
号俸の額に相当する額未満である職員 百分
の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額
の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額
に乗じる割合等)の二

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替え
て適用する法第六条に規定する政令で定める割

2 合は、前条第四項各号に掲げる職員の区分に応
じて当該各号に定める割合とする。

法第六条の四第一項に規定する政令で定
める法人その他の団体は、次に掲げる法人で、
退職手当（これに相当する給付を含む。）に関
する規程において、職員が国家公務員法（昭和
二十二年法律第一百二十号）第七十九条の規定に
より休職され、引き続いでの法人に使用され
る者となつた場合におけるその者の在職期間の
計算については、その法人に使用される者とし
ての在職期間はなかつものとすることと定め
ているもの及びこれらに準ずる法人その他の団
体で内閣総理大臣の指定するものとする。

一 平成二十六年独立行政法人科学技術振興機
構法（平成二十六年独立行政法人科学技術振興
機構法）による改正前の独立行政法人科学技術振
興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第八
条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究
所による改正前の独立行政法人日本原子力研究
所開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）
以下「旧独立行政法人日本原子力研究開発機
構法」という。附則第一条第一項の規定に
より解散した旧日本原子力研究所

二 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の
一部を改正する法律（平成十年法律第四十四
号）附則第三条第一項の規定により解散した
旧アジア経済研究所

三 地方職員共済組合

四 公立学校共済組合

五 警察共済組合

六 都市職員共済組合連合会

七 地方公務員災害補償基金

八 独立行政法人国民生活センター法（平成十
四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の
規定により解散した旧国民生活センター
のぞみの園法（平成十四年法律第一百六十七
号）附則第二条第一項の規定により解散した
旧心身障害者福祉協会

九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設
の二

十 沖縄振興開発金融公庫

十一 軽自動車検査協会

十二 日本下水道事業団（下水道事業センター
法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第
四十一号）附則第二条の規定により日本下水
道事業団となつた旧下水道事業センターを含
む。）

2 合は、前条第四項各号に定める割合とする。

法第六条の三の規定により読み替えて適用す
る法第六条の三に規定する政令で定める年齢
は、退職の日において定められている者の者に
係る定年から二十年を減じた年齢とする。

4 法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第四条第一項及び第五条第一項に規定する
政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じて当該各号に定める割合とする。

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表四号俸の額に相当する額以上である職
員 百分の一

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸
給の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第五条の二第一項各号に規定する政令で定
める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じて当該各号に定める割合とする。

一 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表四号俸の額に相当する額以上ある
職員 百分の一

二 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四
号俸の額に相当する額未満である職員 百分
の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

2 合は、前条第四項各号に定める割合とする。

法第六条の三の規定により読み替えて適用す
る法第六条の三に規定する政令で定める年齢
は、退職の日において定められている者の者に
係る定年から二十年を減じた年齢とする。

4 法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第四条第一項及び第五条第一項に規定する
政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じて当該各号に定める割合とする。

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表四号俸の額に相当する額以上である職
員 百分の一

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸
給の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第五条の二第一項各号に規定する政令で定
める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じて当該各号に定める割合とする。

一 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表四号俸の額に相当する額以上ある
職員 百分の一

二 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四
号俸の額に相当する額未満である職員 百分
の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額
の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額
に乗じる割合等)の二

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替え
て適用する法第六条に規定する政令で定める割

2 合は、前条第四項各号に定める割合とする。

法第六条の三の規定により読み替えて適用す
る法第六条の三に規定する政令で定める年齢
は、退職の日において定められている者の者に
係る定年から二十年を減じた年齢とする。

4 法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第四条第一項及び第五条第一項に規定する
政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じて当該各号に定める割合とする。

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表四号俸の額に相当する額以上である職
員 百分の一

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸
給の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第五条の二第一項各号に規定する政令で定
める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じて当該各号に定める割合とする。

一 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表四号俸の額に相当する額以上ある
職員 百分の一

二 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四
号俸の額に相当する額未満である職員 百分
の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額
の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額
に乗じる割合等)の二

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替え
て適用する法第六条に規定する政令で定める割

2 合は、前条第四項各号に定める割合とする。

法第六条の三の規定により読み替えて適用す
る法第六条の三に規定する政令で定める年齢
は、退職の日において定められている者の者に
係る定年から二十年を減じた年齢とする。

4 法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第四条第一項及び第五条第一項に規定する
政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じて当該各号に定める割合とする。

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表四号俸の額に相当する額以上である職
員 百分の一

二 退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸
給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸
給の額に相当する額未満である職員 百分の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

法第五条の三の規定により読み替えて適用す
る法第五条の二第一項各号に規定する政令で定
める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じて当該各号に定める割合とする。

一 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表四号俸の額に相当する額以上ある
職員 百分の一

二 特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定
職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四
号俸の額に相当する額未満である職員 百分
の二

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三
(退職の日において定められている者の者に
係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数が一年である職員にあつ
ては、百分の二)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額
の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額
に乗じる割合等)の二

第五条の四 法第六条の三の規定により読み替え
て適用する法第六条に規定する政令で定める割

業、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第二条第三項に規定する配偶者同行休業若しくは裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第二条第二項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等

二 育児休業（国会職員の育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）、第三条第一項及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による育児休業及び裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（国会職員の育児休業等に関する法律第十二条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十八条の規定による勤務を含む。）及び国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法において准用する場合を含む。）に規定する育児短時間勤務（同法第十八条の規定による勤務を含む。）に規定する育児短時間勤務（同法第十二条第一項及び裁判所職員臨時措置法において准用する場合を含む。）の規定による勤務を含む。）をい

う。により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（退職した者が属し始めた法第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等）にそれぞれその区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等（退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等）にあつては該第一号に規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた

休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第六条の二 退職した者の基礎在職期間に法第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における法第六条の四第一項及び前条及び次条の規定の適用については、その者は、内閣総理大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものと先順位とする。（現実に職務をとることを要しない期間）

第六条の三 法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官（職員の職務の停止の期間及び検察官法第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。）

（一般職の職員の基本給月額に準ずる額）

第六条の七 法第六条の五第二項に規定する一般職の職員の基本給月額に準ずる額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自衛官 債給 扶養手当及び當外手当の月額、これらに対する地域手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額の合計額

二 前号に掲げる職員以外の職員で一般職の職員以外のもの 債給及び扶養手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額

該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとす

（地方公務員としての引き続いた在職期間の計算）

第七条 法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職により法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となつた在職期間（当該給付の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給付の額を退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間には、含まれないものとする。

二 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準においては、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いだ行政法人等）と使用される者としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者はその委任を受けた者の要請に応じ、引き

（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人人等に使用される者としての勤続期間（法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者の職員としての勤続期間を含む。）を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算する」とと定めているもの（以下「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。）に使用者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合においては、先の地方公務員としての引き続いた在職期間（法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続いた在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

公庫等職員」という。)が、公庫等の要請に応じ、引き続いた特定地方公務員となるため退職した、かつ、引き続いた地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いた職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者的地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職した後引き続いた特定地方公務員として在職した後引き続いた特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続いた地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いた職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者的地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

(勤続期間の計算の特例)

第八条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、法第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 第一条第一項第二号に掲げる者 その者の同一号に規定する勤務した日が引き続いて十二ヶ月をこえるに至るまでのその引き続いた勤務した期間

二 第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項第二号に規定する勤務した日が引き続いて十二ヶ月をこえるに至るまでの間に引き続いた職員となり、通算して十二月をこえる期間勤務したもの その職員となる前の引き続いた勤務した期間

三 前条の規定は、地方公務員であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

2 (法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人)

第九条 法第七条第五項に規定する地方公務員としての引き続いた在職期間には、第一条第一項各号に掲げる者に相当する地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

一 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この号において「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）

二 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団

三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（以下「旧緑資源機構」という。）（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団・農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧八郎湯新農村建設事業団・農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。）

四 旧日本鉄道建設公団（旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団（国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十三号）附則第二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国

改正する法律（昭和四十一年法律第二百四十九号）附則第二項の規定により船舶整備公團となつた旧特定船舶整備公團、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第三項の規定により解散した旧船舶整備公團及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鐵道整備基金、特定船舶製造業安定事業協会法（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第二百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む。）

五 首都高速道路株式会社（日本道路公團等民営化関係法施行法第五十五条第一項の規定により解散した旧首都高道路公團を含む。）

六 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧原子燃料公社、日本原子力船開發事業団法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開發事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団法第四条の規定による改正前の独立行政法務省労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第二十一条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究開発機構及び同法附則第三条第一項の規定により解

八 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第二百七十一号。以下「旧独立行政法人労働者健康福祉機構法」という。）第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構（旧独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び旧労働安全衛生総合研究所（同上）

九 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第二百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会（日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧アジア経済研究所を含む。）

平成二十六年独法整備法第二百七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号。以下「旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」という。）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）第一条の規定により解散した旧石炭鉱害事業団、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律事業団、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー・総合開発機構、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十一号）附則第一条の規定により石炭鉱害事業団となつた旧鉱害基金及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第一条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第一条第四号の規定による廃止前）の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散し

た旧日本輸出入銀行、同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第一条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫（以下「旧国民生活金融公庫」という。）、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫（以下「旧中小企業金融公庫」という。）及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行（以下「旧国際協力銀行」という。）を含む。）

十一 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行（以下「旧日本開発銀行」という。）第二条第一項の規定により改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号。以下「旧独立行政法人理化学研究所法」という。）第二条第一項の規定により解散した旧理化学会（以下「旧理化学会」という。）の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律附則第一条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団、旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに旧独立行政法人科学技術振興機構法附則第一条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

十四 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団（同法附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団法（同法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖安定事業団並びに旧農畜産業振興事業団を含む。）及び独立行政法人農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金

十五 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合を含む。）

十六 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第二百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会（日本観光協会法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第十五号）附則第二条第一項の規定により国際観光振興会となつた旧日本観光協会を含む。）

十七 旧日本てん菜振興会の解散に関する法律（昭和四十八年法律第三十三号）第一項の規定により解散した旧日本てん菜振興会

十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の規定により国際観光振興会となつた旧日本観光協会を含む。）

開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構、同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。以下この号において「旧雇用・能力開発機構法」という。）附則第十一条第二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）附則第十条第一項の規定により解散した旧炭鉱離職者援護会及び旧雇用・能力開発機構法附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十九、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第三条第一項（号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第八十九号において「旧日本郵政公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

二十、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第二項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

二十一、阪神高速道路株式会社（日本道路公团等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公团を含む。）

二十二、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二条）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公团を含む。）

二十三、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業团（同法第六条第一項の規定により解散した旧海外技

術協力事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。二十四 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の施行等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)

（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団（産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十四号）附則第二条第一項の規定により工業再配置・産炭地域振興公団となつた旧工業再配置・産炭地域振興公団（産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十九号）附則第二条の規定により地域振興整備公団となつた旧工業再配置・産炭地域振興公団を含む。）

二十五、平成二十六年独法整備法第百四十八条の規定による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第一百九十二条号。以下「旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」という。）第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人農業技術研究推進機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第七百二十九号）附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所及び独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構を含む。）並びに平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター（以下「旧種苗管理センター」という。）

（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。）、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（平成二十六年独法整備法第百四十九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所（同日までの間ににおけるものを除く。）及び旧国立研究開発法人

農業環境技術研究所（平成二十六年独法整備法第百五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第一百九十四号。以下「旧独立行政法人農業環境技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所（同日までの間ににおけるものを除く。）を含む。）

二十六 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）第三条の規定による改正前の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号。以下「旧独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」という。）第二条の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱物探鉱促進事業団の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十五号）附則第二条の規定により金属鉱業事業団となつた旧金属鉱物探鉱促進事業団及び石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十三号）附則第二条の規定により金属鉱業事業団となつた旧石油開発公団並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第十九号）附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧石油公団を含む。）

二十七 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金（同法附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）

二十八 日本消防検定協会

二十九 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十 社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十二 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第二百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）及び独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む。）

三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第二百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場を含む。）

三十四 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第二条第二項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

三十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター（同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センターフ法（昭和六十一年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会及び旧日本学校安全会を含む。）

三十六 独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附

則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働会を含む。)

三十七 独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会

三十八 独立行政法人福祉・医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団

(同法附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業法(昭和五十九年法律第七十五号)附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団

規定により解散した旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む。)

三十九 削除

四十 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十

八号)第二条の規定による改正前の外貿埠頭公团の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第一条の規定に

より解散した旧京浜外貿埠頭公团

四十一 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律第二条の規定による改

正前の外貿埠頭公团の解散及び業務の承継に

関する法律第一条の規定により解散した旧阪神外貿埠頭公团

四十二 旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構

法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機

構(旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構附則第十条第一項の規定により解散した旧宇

宙開発事業団を含む。)

四十三 国家公務員共済組合連合会(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第二十三条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会となつた旧国家公務員等共済組合連合会を含む。)

四十四 本州四国連絡高速道路株式会社(日本道路公团等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公团(以下この号において「旧本州四国連絡橋公团」という。)の成立の際現に同項の規定により解散した旧日本道路公团の職員として在職する者が同法第三十七条の規定による廢止前の本州四国連絡橋公团法(昭和四十五年法律第八十一号)附則第十二条に規定する場合に該当することとなつた場合の同公团及び旧本州四国連絡橋公团を含む。)

四十五 日本私立学校振興・共済事業団(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私立学校振興財团を含む。)

四十六 情報処理の促進に関する法律の一部を

改正する法律(平成十四年法律第百四十四号)附則第二条第一項の規定により解散した

旧情報処理振興事業団

四十七 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金

四十八 独立行政法人国民生活センター法附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生

活センターの規定により解散した旧建設活センターを含む。)

四十九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定に

より解散した旧心身障害者福祉協会

五十 旧国立研究開発法人水産総合研究センターフ法第二条の国立研究開発法人水産総合研究センターフ(独立行政法人水産総合研究センターフ)の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一百三十号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター及び

第一法の一部を改正する法律(平成十四年法律第一百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター及び

第二法(平成二十四年法律第一百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター(独立行政法人水産総合研究センターフ)の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター及び

第二法(平成二十四年法律第一百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター(独立行政法人水産総合研究センターフ)の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター及び

第二法(平成二十四年法律第一百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター(独立行政法人水産総合研究センターフ)の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター及び

第五十三 軽自動車検査協会

五十四 日本下水道事業団(下水道事業センターフ法の一部を改正する法律附則第二条の規定により解散した旧日本下水道事業団となつた旧下水道事業センターフを含む。)

五十五 独立行政法人国際交流基金法(平成十一年法律第百三十三号)附則第三条第一項の規定により解散した旧日本育英会

五十六 独立行政法人日本学生支援機構法附則第十一条第一項の規定により解散した旧日本育英会

五十七 中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第一項の規定により解散した旧建設省共済組合

五十八 日本航空株式会社法を廃止する等の法律(昭和六十二年法律第九十二号)以下この

号において「廃止法」という。)第一条の規定による廃止前の日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第百五十四号)により設立された日本航空株式会社(廃止法の施行日の前

日までの間におけるものに限る。)

五十九 消防団員等公務災害補償等共済基金

六十 中小企業投資育成株式会社(消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十四号)第九条の施行日の前

日までの間におけるものに限る。)

六十一 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律(昭和六十年法律第二十六号)以下この号において「廃止法」という。)による廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十年法律第七十五号)により設立された日本自動車ターミナル株式会社(廃止法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

六十二 こともの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和四十年法律第七十五号)により解散した旧日本自動車ターミナル株式会社(廃止法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

六十三 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)に規定する企業年金連合会(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第三十九条の規定により

企業年金連合会(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)第一条の規定による改正前の厚生年金保険法により設立されたものをいう。以下こ

の号において「旧企業年金連合会」という。)となつた旧厚生年金連合会及び旧企業年金連合会を含む。)

六十五 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第一百二十一年)以下この号において「整理法律第一百二十一号。以下この号において「整理合理化法」という。)第一条の規定による改

正前の消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)により設立された製品安全協会(整理合理化法附則第十条に規定する時までに間におけるものに限る。)

六十六 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第一百八十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターフ

六十七 小型船舶検査機構

六十八 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第一百八十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十号)附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)

六十九 高圧ガス保安協会

七十 独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第一百三十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧北方領土問題対策協会

七十一 自動車安全運転センターフ

七十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十九号)附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人海上災害防止センターフ(以下「旧独立行政法人海上灾害防止センター」という。)(海洋汚染及び海上灾害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第一百八十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧海上灾害防止センターを含む。)

七十三 輸出入・港湾関連情報処理センターフ(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第十八号)による改正前の航空運送貨物の税關手續の特例等に関する法律(昭和五十

二年法律第五十四号)第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十六号)附則第十二条第一項の規定により解散した旧通關行政法人通關情報処理センター(以下「旧独立行政法人通關情報処理センター」といいう。)を含む。)

七十四　旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構(独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行日の前日までの間ににおけるものを除き、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十四号)による改正前の通信・放送衛星機構法(昭和四十四年法律第四十六号)第一条の通信・放送衛星機構及び独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百三十四条)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む。)

七十五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(医薬品副作用被害救済基金法の一部を改定する法律(昭和六十二年法律第三十二号)による改正前の医薬品副作用被害救済基金法(昭和五十四年法律第五十五号)第一条の医薬品副作用被害救済基金及び医薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。)

七十六　放送大学学園(放送大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学園及び旧メディア教育開発センターを含む。)

七十七　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号。以下この号において「改正法」という。)による改正前の電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)により設立された電源開発株式会社(改正法第三条の規定による廃止前の電源開発促進法の規定による設立された電源開発株式会社(改正法第三条に限る。))

の規定の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

七十八　電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)第一条の規定による廢止前の国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一号)により設立された国際電信電話株式会社(同条の規定の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

七十九　日本商工会議所

八十　地方職員共済組合

八十一　警察共済組合

八十二　中央労働災害防止協会

八十三　地方公務員災害補償基金

八十四　貿易研修センター法を廃止する等の法律(昭和六十年法律第六十六号)以下この号において「廃止法」という。)による廃止前の貿易研修センター法(昭和四十二年法律第二百三十四号)により設立された貿易研修センター(廃止法第二条に規定する時までの間ににおけるものに限る。)

八十五　預金保険機構

八十六　旧総合研究開発機構

八十七　危険物保安技術協会

八十八　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第二百六十五号)以下「旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」という。)第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「旧高齢・障害者雇用促進法」の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)による改正前の身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十七号)による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興法(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十条の身体障害者雇用促進協会及び旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。)

八十九　旧日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第二百四十四号)により設立された郵便貯金振興会(旧日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間ににおけるものに限る。)

の規定の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

九十一　中央職業能力開発協会

九十二　全国市町村職員共済組合連合会

九十三　関西国際空港及び大阪国際空港の一部を改定する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第二百十九号)附則第二条第一項の規定(平成二十三年法律第五十四号)以下この号において「設置管理法」という。)附則第十一条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)により設立された関西国際空港株式会社(設置管理法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

九十四　日本たばこ産業株式会社

九十五　日本電信電話株式会社

九十六　基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター

九十七　北海道旅客鉄道株式会社

九十八　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(昭和四十二年法律第六十一号)以下この号から第二百号までの間において「旅客会社法改正法」という。)による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間ににおけるものに限る。)

九十九　改正前旅客会社法により設立された東海旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百一　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百二　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百三　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百四　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百五　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百六　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百七　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百八　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百九　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百十　改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行日の前日までの間におけるものに限る。)

百十一　西日本電信電話株式会社

百十二　原子力発電環境整備機構

百十三　行政執行法人以外の独立行政法人

百十四　株式会社産業再生機構

百十五　国立大学法人

百十六　大学共同利用機関法人

百十七　中間貯蔵・環境安全事業株式会社(日本環境安全事業株式会社の一部を改定する法律(平成二十六年法律第二百二十号)による改正前の日本環境安全事業株式会社(平成十五年法律第四十四号)第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。)

百十八　東日本高速道路株式会社

百十九　中日本高速道路株式会社

百二十　西日本高速道路株式会社

百二十一　国立大学法人法の一部を改定する法律(平成十七年法律第四十九号)以下「平成十七年国立大学法人法改正法」という。)附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

百二十二　平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

百二十三　日本郵政株式会社

百二十四　日本司法支援センター

百二十五　旧青年の家及び旧少年自然の家

百二十六　独立行政法人住宅金融支援機構法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学

百二十七　学校教育法等の一部を改定する法律(平成十八年法律第八十号)第四条の規定に

百五　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第二百十九号)附則第二条第一項の規定(平成二十三年法律第五十四号)以下この号において「設置管理法」という。)平和祈念事業特別基金(以下「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」という。)平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改定する法律(平成二十四年法律第二百三十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。)

百六　社会保険診療報酬支払基金

百七　国民年金基金連合会

百八　公立学校共済組合

百九　日本中央競馬会

百十　東日本電信電話株式会社

百十一　西日本電信電話株式会社

百十二　原子力発電環境整備機構

百十三　行政執行法人以外の独立行政法人

百十四　株式会社産業再生機構

百十五　国立大学法人

百十六　大学共同利用機関法人

百十七　中間貯蔵・環境安全事業株式会社(日本環境安全事業株式会社の一部を改定する法律(平成二十六年法律第二百二十号)による改正前の日本環境安全事業株式会社(平成十五年法律第四十四号)第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。)

百十八　東日本高速道路株式会社

百十九　中日本高速道路株式会社

百二十　西日本高速道路株式会社

百二十一　国立大学法人法の一部を改定する法律(平成十七年法律第四十九号)以下「平成十七年国立大学法人法改正法」という。)附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

百二十二　平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

百二十三　日本郵政株式会社

百二十四　日本司法支援センター

百二十五　旧青年の家及び旧少年自然の家

百二十六　独立行政法人住宅金融支援機構法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学

百二十七　学校教育法等の一部を改定する法律(平成十八年法律第八十号)第四条の規定に

百四　新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(改正法の施行日の前日までの間ににおけるものに限る。)

百五　新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)第五条第一項の規定により解散した旧新幹線鉄道保有機関

百六　新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(改正法の施行日の前日までの間ににおけるものに限る。)

百七　学校教育法等の一部を改定する法律(平成十八年法律第八十号)第四条の規定に

よる改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成十八年独立行政法人法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）百二十九 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）第二条の独立行政法人国立博物館（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧文化財研究所（同日までの間におけるものを除く。）

百二十九 旧国立研究開発法人森林総合研究所法第二条の国立研究開発法人森林総合研究所（旧林木育種センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）

百三十 削除

百三十一 日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）百三十二 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国立大学法人大阪外国语大学（以下「旧大阪外国语大学」という。）

百三十三 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公营企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号。以下「旧地方公营企業等金融機構法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧公营企業金融機構（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公营企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号。以下「旧地方公营企業等金融機構法」という。）

百三十四 地方競馬全国協会

百三十五 株式会社商工組合中央金庫

百三十六 全国健康保険協会

百三十七 農水産業協同組合貯金保険機構

百三十八 株式会社産業革新投資機構（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第二条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律

第九十八条。以下「旧産業競争力強化法」という。）第七十六条の株式会社産業革新機構

百六十三 旧独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十一年法律第二百五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所及び旧健康・栄養研究所（平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。）

百三十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構（企業再生支援機構を含む。）

百四十 旧国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百四十一 日本年金機構

百四十二 削除

百四十三 全国土地改良事業団体連合会

百四十四 全国中小企業団体中央会

百四十五 全国商工会連合会

百四十六 漁業共済組合連合会

百四十七 日本銀行

百四十八 日本弁理士会

百四十九 東京地下鉄株式会社

百五十 日本アルコール産業株式会社

百五十一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償・廃炉等支援機構

百五十二 沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「旧沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）を含む。）

百五十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

百五十四 株式会社国際協力銀行

百五十五 新関西国際空港株式会社

百五十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百五十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百五十八 株式会社海外需要開拓支援機構

百五十九 旧独立行政法人原子力安全基盤機構

百六十 地方公共団体情報システム機構

百六十二 広域的運営推進機関

百六十三 旧独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十一年法律第二百五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所及び旧健康・栄養研究所（平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。）

百三十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構（企業再生支援機構を含む。）

百四十 旧国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百四十一 日本年金機構

百四十二 削除

百四十三 全国土地改良事業団体連合会

百四十四 全国中小企業団体中央会

百四十五 全国商工会連合会

百四十六 漁業共済組合連合会

百四十七 日本銀行

百四十八 日本弁理士会

百四十九 東京地下鉄株式会社

百五十 日本アルコール産業株式会社

百五十一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償・廃炉等支援機構

百五十二 沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「旧沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）を含む。）

百五十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

百五十四 株式会社国際協力銀行

百五十五 新関西国際空港株式会社

百五十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百五十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百五十八 株式会社海外需要開拓支援機構

百五十九 旧独立行政法人原子力安全基盤機構

百六十 地方公共団体情報システム機構

百六十二 広域的運営推進機関

百六十三 旧独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十一年法律第二百五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所及び旧健康・栄養研究所（平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。）

百三十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構（企業再生支援機構を含む。）

百四十 旧国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百四十一 日本年金機構

百四十二 削除

百四十三 全国土地改良事業団体連合会

百四十四 全国中小企業団体中央会

百四十五 全国商工会連合会

百四十六 漁業共済組合連合会

百四十七 日本銀行

百四十八 日本弁理士会

百四十九 東京地下鉄株式会社

百五十 日本アルコール産業株式会社

百五十一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償・廃炉等支援機構

百五十二 沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「旧沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）を含む。）

百五十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

百五十四 株式会社国際協力銀行

百五十五 新関西国際空港株式会社

百五十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百五十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百五十八 株式会社海外需要開拓支援機構

百五十九 旧独立行政法人原子力安全基盤機構

百六十 地方公共団体情報システム機構

百六十二 広域的運営推進機関

百六十三 旧独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十一年法律第二百五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所及び旧健康・栄養研究所（平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。）

百三十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構（企業再生支援機構を含む。）

百四十 旧国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

百四十一 日本年金機構

百四十二 削除

百四十三 全国土地改良事業団体連合会

百四十四 全国中小企業団体中央会

百四十五 全国商工会連合会

百四十六 漁業共済組合連合会

百四十七 日本銀行

百四十八 日本弁理士会

百四十九 東京地下鉄株式会社

百五十 日本アルコール産業株式会社

百五十一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償・廃炉等支援機構

百五十二 沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「旧沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）を含む。）

百五十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

百五十四 株式会社国際協力銀行

百五十五 新関西国際空港株式会社

百五十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百五十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百五十八 株式会社海外需要開拓支援機構

百五十九 旧独立行政法人原子力安全基盤機構

百六十 地方公共団体情報システム機構

百六十二 広域的運営推進機関

政法人法等改正法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。)及び旧交通安全部環境研究所(平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。)

百八十一 旧航海訓練所(平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。)

百八十二 使用済燃料再処理・廃炉推進機構(脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十四号)第三条の規定による改正前の原子力発電における使用燃料の再処理等の実施に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第十条の使用済燃料再処理機構を含む。)

百八十三 外国人技能実習機構

百八十四 株式会社日本貿易保険(旧独立行政法人日本貿易保険を含む。)

百八十五 教育公務員特別法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の独立行政法人教員研修センター法(平成十二年法律第八十九号。以下「旧独立行政法人教員研修センター法」という。)第二条の独立行政法人教員研修センター

百八十六 農業共済組合連合会(農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第十条第一項に規定する全国連合会に限る。)

百八十七 地方税共同機構

百八十八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十一号)による改正前の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号。以下「旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」という。)第二条の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

百八十九 学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第十一号)附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人岐阜大学(以下「旧名古屋大学」という。)及び同法附則第六条の規定により国立大学法人東海国立大学法人法改正法」という。)附則第五

条第一項の規定により解散した旧国立大学法人(以下「旧名古屋大学」という。)及び同法附則第六条の規定により改正する法律(令和三年法律第四十一号。以下「令和三年国立大学法人法改正法」という。)附則第五

百九十一 旧航海訓練所(平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。)

百九十二 福島国際研究教育機構

百九十三 株式会社脱炭素化支援機構

百九十四 金融経済教育推進機構

百九十五 脱炭素成長型経済構造移行推進機構(公庫等職員としての引き続いた在職期間の計算)

第九条の三 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続いた在職期間の計算

第五条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

(法第八条第一項に規定する政令で定める法人)第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人北見工業大学(以下「旧北見工業大学」という。)及び令和三年国立大学法人帯広畜産大学(以下「旧帯広畜産大学」という。)並びに令和三年国立大学法人法改正法附則第八条第一項の規定により国立大学法人北海道国立大学(以下「旧北見工業大学」という。)及び令和三年国立大学法人法改正法附則第八条第一項の規定により解散した旧国立大学法人奈良教育大学(以下「旧奈良教育大学」という。)及び令和三年国立大学法人奈良女子大学(以下「旧奈良女子大学」という。)

百九十六 農業共済組合連合会(農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第十条第一項に規定する全国連合会に限る。)

百九十七 地方税共同機構

百九十八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十一号)による改正前の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号。以下「旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」という。)第二条の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

百九十九 学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第十一号)附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人岐阜大学(以下「旧名古屋大学」という。)及び同法附則第六条の規定により改正する法律(令和三年法律第四十一号。以下「令和三年国立大学法人法改正法」という。)附則第五

二 旧農林漁業金融公庫

三 旧中小企業金融公庫

四 日本道路公团等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公团

五 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所(公庫等職員としての引き続いた在職期間の計算)

六 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十二号)附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会

七 旧独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所(旧独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)

八 日本道路公团等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公团

九 日本道路公团等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公团

十 地方競馬全国協会

十一 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会

十二 地方職員共済組合

十三 公立学校共済組合

十四 警察共済組合

十五 地方公務員災害補償基金

十六 日本道路公团等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公团

十七 預金保険機構

十八 沖縄振興開発金融公庫

十九 旧総合研究開発機構

二十 農水産業協同組合貯金保険機構

二十一 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び中小企業金融公庫法及び独立行政法人中企基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地城振興整備公团

二十二 日本下水道事業団

二十三 全国市町村職員共済組合連合会

二十四 地方公務員共済組合連合会

二十五 国家公務員共済組合連合会

二十六 旧独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。)

二十七 旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第二条の規定により独立行政法人情報通信研究機構と同法附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む。)

二十八 日本私立学校振興・共済事業団

二十九 旧国際協力銀行

三十 旧国民生活金融公庫

三十一 年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金

三十二 銀行等保有株式取得機構

三十三 削除

三十四 国立大学法人

三十五 大学共同利用機関法人

三十六 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

三十七 平成十七年国立大学法人法改正法附則

第五条 第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学

三十八 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法第三条の規定による改正前の独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法(平成十一年法律第六十号)第二条の独立行政法人国立オリンピック記念青少年

三十九 旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成十八年独法改

革農林水産省関係法整備法第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成十一年法律第六百九十二号)第三条の独立行政法人農業・生物系特

定産業技術研究機構、平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成十一年法律第六百九十二号)第三条の独立行政法人農業・生物系特

産消費技術センター及び農林水産消費技術セ

ンター法等改正法附則第三条第一項の規定に

より解散した旧独立行政法人肥飼料検査所

四十四 旧国立研究開発法人森林総合研究所

四十六 地方公共団体金融機構(旧地方公営企

業等金融機構法附則第九条第一項の規定によ

り解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公

営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等

金融機構を含む)

四十七 旧緑資源機構

四十八 旧独立行政法人通関情報処理センター

四十九 全国健康保険協会

五十 旧国立国語研究所

五十一 日本金銀機構

五十二 削除

五十三 日本商工会議所

五十四 全国土地改良事業団体連合会

五十五 全国中小企業団体中央会

五十六 全国商工会連合会

五十七 高圧ガス保安協会

五十八 消防団員等公務災害補償等共済基金

五十九 漁業共済組合連合会

六十年 軽自動車検査協会

六十一 小型船舶検査機構

六十二 自動車安全運転センター

六十三 危険物保安技術協会

六十四 関西国際空港及び大阪国際空港の一体

的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

(以下この号において「設置管理条例」という

。)附則第十九条の規定による廃止前の関西

国際空港株式会社法により設立された関西国

際空港株式会社(設置管理条例の施行日の前

までの間におけるものに限る。)

六十五 日本電信電話株式会社

六十六 北海道旅客鉄道株式会社

六十七 四国旅客鉄道株式会社

六十八 削除

六十九 日本貨物鉄道株式会社

七十年 東日本電信電話株式会社

七十一 西日本電信電話株式会社

七十二 原子力発電環境整備機構

七十三 東京地下鉄株式会社

七十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(日

本環境安全事業株式会社の一部を改正する

法律による改正前の日本環境安全事業株式会

社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会

社を含む。)

三条の独立行政法人防災科学技術研究所第

百十 旧独立行政法人防災科学技術研究所第

百十一 旧独立研究開発法人放射線医学総合

研究所第二条の独立行政法人放射線医学總

合研究所を含む。)

百十二 旧独立行政法人科学技術振興機構第

三条の独立行政法人科学技術振興機構第

百十三 旧独立行政法人宇宙航空研究開発機

機第三条の独立行政法人宇宙航空研究開發

機構

百十四 旧独立行政法人海洋研究開發機構第

三条の独立行政法人海洋研究開發機構

百十五 及び百十六 削除

百十七 旧独立行政法人国际農林水産業研究セ

ンター法第二条の独立行政法人国际農林水產

業研究センター

百十八 旧独立行政法人建築研究所法第二条の

独立行政法人建築研究所法

百十九 旧独立行政法人産業技術総合研究所

第二条の独立行政法人産業技術総合研究所

百二十 旧独立研究開發法人海上技術安全研

究所(旧独立行政法人海上技術安全研究所

法第二条の独立行政法人海上技術安全研究所

百二十一 旧独立研究開發法人港湾空港技術

研究所(旧独立行政法人港湾空港技術研究所

法第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所

百二十二 削除

百二十三 旧独立行政法人電子航法研究所法第

二条の独立行政法人電子航法研究所を含む。)

百二十四 株式会社港湾空港技術研究所

法第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所を含む。)及び旧独立研究開發法人電子航法研究所(旧独立行政法人電子航法研究所を含む。)

百二十五 旧独立行政法人大学評価・学位授与

機構法第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構及び旧独立大学財務・経営セ

百二十六 旧自動車検査独立行政法人大法第二条の自動車検査独立行政法人大

百二十七 旧航海訓練所

百二十八 旧独立行政法人労働者健康福祉機

法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び旧労働安全衛生総合研究所

百二十九 使用済燃料再処理・廃炉推進機

百三十 旧独立行政法人物質・材料研究機構第

三条の独立行政法人物質・材料研究機構第

法附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この表において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準

3
当分の間、法第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（内閣官房令で定める者を除く。）に対する第五条の三及び第五条の四の規定の適用については、第五条の三第二項中「六月」とあるのは「零月」と、同条第四項第三号及び第五項第三号中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十九年八月一日から適用する。
2 法附則第九項ただし書に規定する政令で定める額は、第六条の七各号に規定する俸給の月額とする。

第十九条 法第十二条第二項（法第十三条第六項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第一項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の書面の様式は、内閣官房令で定める。

第

程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とする。(一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情第十八条 法第十七条第六項に規定する政令で定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額とする。内閣官房令への委任)

る。句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

4
当分の間、法第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者に対する第五条の三の規定の適用については、同条第三項中「二十年」とあるのは「十五年」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第三項中「退職の日において定められている者のに係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法附則第十四項第十二号に掲げる職員

法附則第十四項第一号に掲げる職員、同項第六十
第七号に掲げる国会職員及び同項第九号に五歳
掲げる隊員

法附則第十二項各号に掲げる者

用する場合を含む。)の適用を受けていた者であつて法附則第十四項第二号に掲げる職員に該当する職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)第一条の規定によつて改正前の国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて法附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員及び令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて法附則第十四項第十号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。)

第五条の百分の一		第三第四項		第一号	
第五条の百分の一		第三第四項		第二号	
第五条の百分の一		第三第四項		第二号及 び第五項	
第一号	第三第五項	第一号	第三第五項	第二号	第一号
7 当分の間、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員に対する附則第三項から前項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。	第三第五項 第一号	第五条の百分の一 第一号	第五条の百分の一 第一号	第五条の百分の一 第二号	第五条の百分の一 第一号
それぞれ同表の上欄に掲げる字句とする。 年齢	百分の一を退職の日に その者による定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（以下この条において「改正後定年前年数」という。）で除して得た割合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合
それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 年齢	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合
改正前定年（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）附則第三項）により読み替えて適用する法附則第十二条に規定する改正前定年をいう。附則	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合	百分の二を改正後定年 前年数で除して得た割 合

第五項及び第六項にお いて同じ。)	附四則 〔教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 附則第八条の規定により読み替えて適用する法附則第十二項に規定する改正前定年と、二十年」とあるのは、「十五年」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に掲げる年齢であるのは、「十五年」である。	第四項 〔教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 附則第八条の規定により読み替えて適用する法附則第十二項に規定する改正前定年と、二十年」とあるのは、「十五年」である。
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

手当の額よりも少いときは、その少い額をもつて改正後の施行令の規定による退職手当の内払とみなす。	附一則 〔昭和三〇年八月三一日政令第二一号〕 この政令は、昭和三十年九月一日から施行する。この政令は、昭和三十二年四月二十日から施行する。この政令は、昭和三十二年四月二十日から施行する。	附二則 〔昭和三一年六月一日政令第一二五号〕 この政令は、公布の日から施行する。この政令は、昭和三十二年四月二十日から施行する。この政令は、昭和三十二年四月二十日から施行する。
-------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

（以下「旧令」という。）第八条の規定によれば退職手当の支給に於いて適用し、當該職員の同日前の退職に係る退職手当の支給については、なまお従前の例による。	附四七號 〔昭和三五年八月三一日政令第二八号〕 この政令は、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百三十八号）の施行の日（昭和三十五年九月一日）から施行する。	附一則 〔昭和三六年三月一三日政令第二八号〕 この政令は、公布の日から施行する。
-----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

職手当の支給について適用し、當該職員の同日前の退職に係る退職手当の支給については、なまお従前の例による。	附四八號 〔昭和三六年三月三〇日政令第四六号〕 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日）	附二則 〔昭和三六年三月一三日政令第二八号〕 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日）
------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	---------------------------------------------------

ては、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する法令（以下「退職時の法令」という。）の規定によるものとする。

5 適用期間内に退職した者で新令附則第五項又は附則第六項の規定の適用を受けるもの（その者の退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族）が適用期間内に死亡した場合には、当該退職に係る法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族（当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族）で適用期間内に死亡したもの以外のものに対し、その請求により、支給する。

6 法第十一条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であった者」と読み替えるものとする。

7 適用期間内に退職した者で新令附則第五項又は附則第六項の規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいてこの政令の施行前に既に支給された退職手当（その者の退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいてこの政令の施行前に既に支給された退職手当）は、法及び附則第四項の規定による退職手当（前二項に規定する遺族に支給すべき法及び附則第四項の規定による退職手当）を含む。）の内払とみなす。

附 則（昭和三十六年六月一九日政令第二〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第五条から第十条までの規定は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一一月二七日政令第一三八七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年一一月六日政令第四〇三号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年一一月二七日政令第一四一四号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和三十七年四月一日から施行し、附則第五項及び附則第六項の規定は、

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和三十七年四月一日から施行し、附則第五項及び附則第六項の規定は、

定は、昭和三十六年十一月二十五日から適用する。

附 則（昭和三八年八月一日政令第二八八号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年八月三〇日政令第一一五号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年九月二〇日政令第三三四号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年四月二七日政令第一七七号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年四月三〇日政令第一一一号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年六月一一日政令第二四五号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年六月二五日政令第二六一号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年七月二七日政令第三〇七号）

（施行期日）

この政令は、産業地域振興事業團法の施行の日（昭和三十七年七月一日）から施行する。

附 則（昭和三七年七月二七日政令第三〇七号）

（施行期日）

この政令は、農業機械化促進法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十七年八月一日）から施行する。

附 則（昭和三八年五月九日政令第一九九号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年五月九日政令第一八九号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年六月八日政令第一八九号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年六月八日政令第一八九号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一〇月三日政令第三二九号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年九月三日）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

七号）の施行の日（昭和四十年五月十日）から施行する。

附 則（昭和四〇年五月一八日政令第一八八号）

（施行期日）

この政令は、昭和四十年五月十九日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一八日政令第一六五号）

（施行期日）

この政令は、昭和四十年六月十九日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月九日政令第一六五号）

（施行期日）

この政令は、昭和四十年六月九日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月九日政令第一九九号）

（施行期日）

この政令は、昭和四〇年七月九日から施行する。

附 則（昭和四〇年八月一九日政令第一八二号）

（施行期日）

この政令は、昭和四〇年八月一九日から施行する。

附 則（昭和四〇年八月一九日政令第一八二号）

（施行期日）

この政令は、昭和四〇年八月一九日から施行する。

附 則（昭和四一年二月一六日政令第一九九号）

（施行期日）

この政令は、昭和四一年二月一六日から施行する。

附 則（昭和四一年二月一六日政令第一九九号）

（施行期日）

この政令は、昭和四一年二月一六日から施行する。

附 則（昭和四一年七月三〇日政令第一七二号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

昭和四十二年六月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に退職した職員につき、改正前の国家公務員等退職手当法施行令附則第三項第三号（同令附則第八項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した退職手当の額が改正後の同令附則第三項第三号（同令附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもつて改正後の同令の規定による退職手当の額とする。

附 則（昭和四二年八月一日政令第二三八号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一四日政令第二五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十二条までの規定は、法附則第六条、法附則第十三条から第十五条まで、法附則第二十一条及び法附則第二十七条の規定の施行の日（昭和四十二年八月十六日）から施行する。

附 則（昭和四二年八月三一日政令第二六七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年九月一六日政令第二九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十三条までの規定は、法附則第一条ただし書の規定による施行の日から施行する。

附 則（昭和四二年九月二八日政令第三〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一〇月一九日政令第三三八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一二月一二日政令第三六五号）抄

（施行期日）

二年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（昭和四三年六月二十五日政令第二一九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十三年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四三年九月一九日政令第二八〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四四年四月一日政令第七十九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第六条から第十五までの規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和四四年八月一八日政令第二三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

（国家公務員等退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

昭和四十年三月三十一日以前において職員（国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員及び職員とみなされる者並びに同法第十一条第一項第二号に規定する職員に準ずる者をいう。以下この項において同じ。）であつた期間（昭和四十年四月一日以後の職員であつた期間を除く。）は、改正後の国家公務員等退職手当法施行令（以下「新令」という。）第十条第二項の規定にかかるわらず、同項に規定する期間に含まれるものとする。

この政令の施行の日前に退職したことのある職員（国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員及び職員とみなされる者をいう。以下同じ。）に対する同日前の職員であつた期間に係る新令第十条第四項の規定の適用について

ては、同項第二号中「法第十条第一項又は第二項」とあるのは、「法第十条第一項及び労働者災害補償保険法の一部」を改正する法律（昭和四十年法律第八十三号）附則第十五条の規定による改正前の法第十条第三項とする。

附 則（昭和四五年六月二九日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和四五年六月三〇日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和四五年九月二一日政令第二六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四五年九月二八日政令第二八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第九条までの規定は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四五年一二月一九日政令第二三三七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年六月二四日政令第二〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年六月二十五日政令第二一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和四六年七月二日政令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十六年八月十七日から施行する。

二二号) (昭和四七年六月一二日政令第二)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年七月一〇日政令第二
八六号) 抄

(施行期日)

第一条 (施行期日) (昭和四七年九月一六日政令第三
附 則 (昭和四七年九月三〇日政令第三
六五号))

この政令は、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十七年十月二日)から施行する。

附 則 (昭和四八年五月一七日政令第一
三四号) 抄

この政令は、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(以下「法律第三十号」という。)の施行の日から施行し、この政令による改正後の国家公務員等退職手当法施行令(以下「新令」という。)の規定(第六条、第七条、第三項から第五項まで及び第九条の三の規定を除く。)は、昭和四十七年十二月一日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

2 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下「法」という。)附則第十項及び法律第三十号附則第九項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号。以下この項及び附則第六項において「施行令」という。)附則第十六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人(法律第三十号附則第九項に規定する特定指定法人をいう。以下同じ。)に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給付を含み、施行令附則第十六項第二号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた法の規定による退職手当に相当する給付を除く。以下この項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受け

四から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第二百六十四号。以下「法律第二百六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかるわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第二百六十四号附則第三項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

<p>までに掲げる法人（以下「日本育英会等」といふ。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き日本育英会等に使用される者として在職した後引き続いだ再び職員となつた者の法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、法律第三十号附則第九項並びにこの政令附則第八項及び附則第九項中「旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。</p>	<p>16 前項に規定する者のうち適用日に日本育英会等に使用される者として在職する者で引き続いだ職員となつたものは、適用日在職する職員とみなして、法律第三十号附則第五項から附則第八項までの規定を適用する。</p>
<p>17 次の表の上欄に掲げる者については、法律第三十号附則第九項中「同項に規定する公庫その他法人でこの法律の施行の日において新法第七条の二第一項に規定する公庫等に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）」とあり、又は法律第三十号附則第十二項中「特定指定法人」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定及び法律第三十号附則第十項の規定を準用するものとする。</p>	
<p>オリエンピック東京大会の大会運営者の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）</p>	<p>東京大会の大</p>
<p>財団法人日本万国博覽会協会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）</p>	<p>万国博覽会協</p>
<p>財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会の職員（常時勤務にオリンピック服することを要しない者を除く。）</p>	<p>会</p>
<p>財団法人沖縄国際海洋博覽会協会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）</p>	<p>会員会</p>
<p>財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会の職員（常時勤務にオリンピック服することを要しない者を除く。）</p>	<p>財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会</p>

附則別表	平成十三年三月三十一日以前	年五・五パー	年五・五パー	セント	平成十三年四月一日から平成十七年四月一日まで	法第二十条第三項の規定は、法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者の施行の日以後に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定法人に使用される者となつた場合における者の法第七条第一項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、法律第三十号附則第十一項の規定にかかわらず、なお前項の例による。
	年三月三十日まで	セント	年一・六パー	セント	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日まで	七条の二第一項に規定する公庫等職員をいう。以下この項において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合について準用する。
	年三月三十一日まで	セント	年二・三パー	セント	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日まで	この附則に定めるもののほか、法律第三十号及びこの政令の施行に關し必要な経過措置は、この附則の規定に準じて、内閣総理大臣が定めること。
	年三月三十一日まで	セント	年二・六パー	セント	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日まで	24
	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで	セント	年三・〇パー	セント	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日まで	法第二十条第三項の規定は、法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者が法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者の施行の日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定法人に使用される者となつた場合における者の法第七条第一項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、法律第三十号附則第十一項の規定にかかわらず、なお前項の例による。
	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日まで	セント	年一・八パー	セント	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十日まで	法第二十条第三項の規定は、法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者が法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者の施行の日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定法人に使用される者となつた場合における者の法第七条第一項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、法律第三十号附則第十一項の規定にかかわらず、なお前項の例による。
	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日まで	セント	年一・九パー	セント	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十日まで	法第二十条第三項の規定は、法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者が法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者の施行の日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定法人に使用される者となつた場合における者の法第七条第一項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、法律第三十号附則第十一項の規定にかかわらず、なお前項の例による。
	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十日まで	セント	年二・六パー	セント		

1	(施行期日)	この政令は、下水道事業センター法の一部を施行する。
附 則	(昭和五三年一月一四日政令第一三七四号)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十五条までの規定は、昭五十六年十月一日から施行する。
附 則	(昭和五〇年八月五日政令第二四八号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五四年六月二六日政令第一九八号)	この政令は、昭和五十四年七月一日から施行する。
附 則	(昭和五〇年八月五日政令第二五〇号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五一年八月一四日政令第一一八号)	この政令は、法の施行の日（昭和五十年九月一日）から施行する。
附 則	(昭和五一年八月二七日政令第二三一号)	この政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。
附 則	(昭和五一年八月二十八日から二九号)	この政令は、昭和五十一年八月二十八日から施行する。
附 則	(昭和五一年九月一八日政令第二四五号)	この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。
附 則	(昭和五二年六月二四日政令第二二〇号)	この政令は、昭和五十二年七月一日から施行する。
附 則	(昭和五二年一月二十五日政令第三三一〇号)	この政令は、昭和五十二年七月一日から施行する。
附 則	(昭和五五年九月二九日政令第二三一三号)	この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。
附 則	(昭和五五年一月二九日政令第二二号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五七年七月二三日政令第二五一号)	この政令は、昭和五十七年七月二十六日から施行する。
附 則	(昭和五七年九月二一日政令第二〇一号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五七年九月二三日政令第二五一号)	この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則	(昭和五八年五月二四日政令第二六〇号)	この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則	(昭和五八年一二月二三日政令第二二六三号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五九年三月一七日政令第二五五号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五九年八月二一日政令第二二八号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一五日政令第二一九号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五〇年六月一七日政令第二六六号)	この政令は、雇用保険法の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。
附 則	(昭和五〇年六月一〇日政令第二二九号)	この政令は、雇用保険法の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。
附 則	(昭和五〇年六月一七日政令第二一九九号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一五日政令第二二七八号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五〇年九月一一日政令第二二九号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五三年七月四日政令第二二七号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五六年九月一一日政令第二二七五号)	この政令は、公布の日から施行する。
第一 条	(この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。)	この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

この政令は、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。	
附 則（昭和六二年七月一一日政令第二五二号）	
1 この政令は、公布の日から施行する。 2 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。	
附 則（昭和六二年一〇月三〇日政令第一六五号）	
1 この政令は、日本航空株式会社法を廃止する等の法律（以下「廃止法」という。）の施行の日（昭和六十二年十一月十八日）から施行する。	
附 則（昭和六二年一月四日政令第三八号）抄	
（施行期日） 第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。	
附 則（昭和六三年三月三一日政令第六八号）抄	
（施行期日） 第一条 この政令は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年四月一日）から施行する。	
附 則（昭和六三年五月二十四日政令第一六五号）抄	
（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和六三年七月二二日政令第二三二号）抄	
（施行期日） 第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十三年七月二二三日）から施行する。	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和六三年九月一四日政令第二七七号）	
この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日（昭和六十三年十月一日）から施行する。	
附 則（平成元年六月一日政令第一六五号）	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則（平成元年七月七日政令第二二〇号）	
この政令は、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年七月二十日）から施行する。	
附 則（平成元年九月二二日政令第二二〇号）	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則（平成元年九月二二日政令第二二〇号）	
この政令は、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三年九月十六日）から施行する。	
附 則（平成二年三月三〇日政令第八五号）	
この政令は、公布の日から施行する。	
附 則（平成二年一〇月五日政令第三〇号）	
この政令は、平成二年一月一日から施行する。	
附 則（平成二年三月三〇日政令第八五号）	
この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十月一日）から施行する。	
附 則（平成元年一二月一五日政令第三二三号）	
この政令は、平成三年十月一日から施行する。	
附 則（平成二年一〇月五日政令第三〇五号）	
この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）の施行の日（平成四年十月一日）から施行する。	
附 則（平成四年九月二八日政令第三二六号）	
この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年十月一日）から施行する。	
附 則（平成三年一月二十五日政令第六八号）抄	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。	
附 則（平成三年四月二三日政令第一五四号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三年七月一日）から施行する。	
附 則（平成三年五月二一日政令第一五六号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。	
附 則（平成四年一二月一六日政令第三八〇号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年十月一日）から施行する。	
附 則（平成四年一二月一六日政令第三八〇号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定（第八条の四第一項の規定を除く。）及び國家公務員退職手当法施行令の規定は、平成四年四月一日から適用する。	
附 則（平成六年三月二四日政令第六五八号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成六年四月一日から施行する。	
附 則（平成六年四月二二日政令第一三二号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成六年四月一日から施行する。	
附 則（平成六年四月二二日政令第一三二号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成六年四月一日から施行する。	
附 則（平成八年八月二二日政令第二四二号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成六年四月二十八日）から施行する。	
附 則（平成八年八月二二日政令第二四二号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。	
附 則（平成一〇年三月一八日政令第四四号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。	
附 則（平成一〇年六月一二日政令第二一一号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。	
附 則（平成一〇年六月一二日政令第二一一号）	
（施行期日） 第一条 この政令は、平成十年七月一日から施行する。	
附 則（平成一〇年七月二九日政令第二六九号）	
この政令は、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附	

事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第一号の改正規定中「首都高速道路株式会社」の下に、「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）、附則第二十八条の規定（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十号）第一条の改正規定中「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に、「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）、附則第三十条の規定（職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条に一号を加える改正規定及び同令第三十条に一号を加える改正規定に限る。）並びに附則第三十一条の規定（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十九号）第十六条に一号を加える改正規定に限る。）法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年七月二五日政令第二〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年一月二八日政令第二二八二号）抄

（施行期日）

この政令は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の施行の日（平成二十四年十二月三日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月八日政令第五五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、廃止法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月一三日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
（国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 法第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十一年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により附則第五条に規定す

る国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかつた期間は、國家公務員退職手当法施行令第六条第三項第一号の規定の適用については、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十号）第一条の改正規定中「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に、「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）ことと要しないことを定めることを要しなかつた期間とみなす。

附 則（平成二十五年三月一五日政令第六五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附 則（平成二十五年五月二十四日政令第一五八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成二十五年五月二四日政令第一五八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成二十五年九月一三日政令第二二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月一七日政令第二二九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年十月十八日）から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月一七日政令第二二九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年十月十八日）から施行する。

附 則（平成二五年一月二六日政令第二二九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月二六日政令第二二九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年二月一三日政令第二二九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

附 則（平成二六年二月一九日政令第三二九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二六年三月一四日政令第三二九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月十八日）から施行する。

附 則（平成二六年三月一四日政令第三二九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月十八日）から施行する。

のは、「法第八条の二第一項に規定する各省各府の長等（以下「各省各府の長等」という。）とする。この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附 則（平成二五年六月二一日政令第一七四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年九月四日政令第二五六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年五月四日政令第二五六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年五月四日政令第二五六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日政令第二三四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。

附 則（平成二六年七月二日政令第二三四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年八月六日政令第二二七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

附 則（平成二六年八月六日政令第二二七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年八月十八日）から施行する。

1 この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。	附 則（平成二七年二月四日政令第三五号）抄	（施行期日）	附 則（平成二八年三月九日政令第五七号）抄	（施行期日）	附 則（平成二九年二月一五日政令第七号）抄	（施行期日）	附 則（平成二九年二月一七日政令第二二号）抄
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	附 則（平成二七年二月一二日政令第四二号）抄	（施行期日）	附 則（平成二八年三月三〇日政令第八六号）抄	（施行期日）	附 則（平成二八年三月三一〇日政令第一〇三号）抄	（施行期日）	附 則（平成二九年二月一五日政令第七二号）抄
1 この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行する。	附 則（平成二七年八月二八日政令第三四四号）抄	（施行期日）	附 則（平成二八年三月三一〇日政令第一一九号）抄	（施行期日）	附 則（平成二八年九月三〇日政令第三一九号）抄	（施行期日）	附 則（平成二九年二月一五日政令第七二六号）抄
1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。	附 則（平成二七年一二月二八日政令第四四四号）抄	（施行期日）	附 則（平成二八年一二月七日政令第三七二号）抄	（施行期日）	附 則（平成二九年一二月一〇日政令第一二六四号）抄	（施行期日）	附 則（平成二九年一二月一〇日政令第一二六四号）抄
1 この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。	附 則（平成二八年一二月一二日政令第一一号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。	附 則（平成二九年一二月一二日政令第一二六号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	附 則（平成二九年一二月一〇日政令第一二八号）抄
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成二八年一二月一二日政令第一三号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、平成三〇年三月三一〇日政令第一二六号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、平成三〇年九月二二日政令第一二五号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、令和四年六月一六日政令第二一八号）抄
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成二八年一二月二六日政令第一三九六号）抄	（施行期日）	附 則（平成二九年一二月一二日政令第一二六五号）抄	（施行期日）	附 則（令和四年一二月一一日政令第三四八号）抄	（施行期日）	附 則（令和四年一二月一一日政令第三四八号）抄
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	附 則（平成二九年一二月二六日政令第一三九九号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年九月二十五日）から施行する。	附 則（平成三一年三月二一〇日政令第一〇号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。	附 則（令和五年一二月二七日政令第三七九号）抄
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	附 則（平成二九年一二月二六日政令第一一号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。	附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄	（施行期日）	第一 条 この政令は、公布の日から施行する。	附 則（令和元年九月一一日政令第九七号）抄
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。	附 則（平成二八年一二月一二日政令第二二九号）	（施行期日）	第一 条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。	附 則（令和三年五月二一日政令第一九五号）抄	（施行期日）	1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。	附 則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

この政令は、令和六年四月一日から施行す

別表第一（第六条の三関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

十一日までの間において適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。）の指定職給与表の適用を受けた者で同表九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

二 平成八年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に於いて適用されていた裁判官の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの第七十五号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法」という。別表の適用を受けていた者で同表判事の項二号の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの第七十六号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法」という。別表の適用を受けていた者で同表検事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの第七十七号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の公務員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で公害職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給等調整委員会の常勤の委員の受けける俸給月額を受けていたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けている者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

分区号第二	月額を受けていたもの
七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百八十九号）附則第二十七条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号））をいう。（以下同じ。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	月額を受けていたもの
八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	月額を受けていたもの
九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	月額を受けていたもの
一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの	月額を受けていたもの
一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの	月額を受けていたもの
一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表裁判事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの報酬月額を受けていたもの	月額を受けていたもの
一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの	月額を受けていたもの
一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの	月額を受けていたもの
一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの	月額を受けていたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの

七 平成八年四月から平成十三年一月五日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法」という。）の参考官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

八 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法」という。）の参考官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

九 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参考官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の（二）欄四号俸から七号俸までの俸給月額を受けていたもの

一一 平成九年六月四日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）。他の法令において引用する場合を含む。（以下「平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法」という。）第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの

一二 平成十二年十一月二十七日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）。他の法令において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法」という。第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表七号俸の俸給月額を受けていたもの

第一 第二 第三 第四 第五 第六 第七 第八 第九 第十 第十一 第十二 第十三 第十四 第十五 第十六	第十九 第二十 第二十一 第二十二 第二十三 第二十四 第二十五 第二十六 第二十七 第二十八 第二十九 第三十 第三十一 第三十二 第三十三 第三十四 第三十五												
内閣総理大臣の定めるもの	一三 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けた者で同表一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの	二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの報酬月額を受けていたもの	三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受けていたもの	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの俸給月額を受けていたもの	五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項一号の俸給月額を受けていたもの	六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの	七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの	八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受けていたもの	(一) 欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	九 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けた者でその属する職務の級が十一級であったもの	

二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの

三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたものうち内閣総理大臣の定めるものであつたもの

七 平成八年四月一日から平成十六年十月二十七日までの間ににおいて適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち内閣総理大臣の定めるもの

八 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間ににおいて適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項二号から四号までの俸給月額を受けていたもの

一五 平成十四年十二月一日から平成十八年三月三十日までの間において適用されていた特別職の職員の給与に関する法律（以下「平成十四年十二月以後平成十八年三月以前の特別職給与法」という。）別表第三の適用を受けていた者で同表十号俸又は十一号俸の俸給月額を受けていたもの

一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛府給与法の参事官等俸給表の適用を受けた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海將補及び空將補の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていた者の（第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。）又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

一九 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの

第五区分号	二二 内閣総理大臣の定めるもの 一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの	二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの	三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの(第四号区分の項第六号に掲げる者を除く。)	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第七号に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの	五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四号区分の項第八号に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの
八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの	九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第四号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの
一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級	一一 前各号に掲げる者に準ずるものとして

号六 第	であつたもの（第四号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定め の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受け ていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受 けていたもの
一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受け ていた者で同項八号又は九号の報酬月額を受 けていたもの	一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受け ていた者で同項三号又は四号の報酬月額を受 けていたもの
一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けて いた者で同項十一号又は十二号の俸給月額を受 けていたもの	一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受け ていた者で同項五号又は六号の俸給月額を受 けていたもの
一五 平成十四年十二月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けて いた者で同表九号俸の俸給月額を受けていた もの	一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受 けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の 適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの	一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受 けていた者で同表の一等陸佐 一等海佐及び 一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受け ていたもの
一九 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の 適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受 けていたもの	二〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして 内閣総理大臣の定めるもの
一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受 けていた者でその属する職務の級が九級であ つたもの	

三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。）

八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第四号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）

九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定めるもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第四号区分の項第一〇号及び第五号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。）

一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用

であつたもの

一三 平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間ににおいて適用されていた一般職給与法（他の法令において、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。）の福祉職俸給表の適用を受けた者でその属する職務の級が六級であったもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けた者で同項五号又は六号の報酬月額を受けていたもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けた者で同項十号又は十一号の報酬月額を受けていたもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表檢事の項の適用を受けていた者で同項十三号又は十四号の俸給月額を受けていたもの

一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副檢事の項の適用を受けた者で同項七号又は八号の俸給月額を受けていたもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表五号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛俸給与法の參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛俸給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛俸給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの

分 区 号 第 七
二三 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの
二四 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの
二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
二七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けたもの
二八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(二)の適用を受けたもの
二九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けたもの
二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けたもの

一 一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

一三 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表裁判事補の項の適用を受けた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又は四号俸の俸給月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの

二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用

であつたもの（第八号区分の項第一四号に掲げる者を除く。）

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一七号に掲げる者を除く。）

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十五号の報酬月額を受けたもの（第八号区分の項第一七号に掲げる者を除く。）

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十号の報酬月額を受けたもの（第八号区分の項第一七号に掲げる者を除く。）

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十八号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十二号の俸給月額を受けていたもの

二二 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）

二三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の副官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）

二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）

二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第二五号に掲げる者を除く。）

二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第二五号に掲げる者を除く。）

二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者

二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの

分 区 号 第
二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの
二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同項十六号又は十七号の規定であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの

二九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの
二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十三号から十五号までの俸給月額を受けていたもの
二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの
二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛府給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二三号及び第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）
二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二三号及び第九号区分の項第二四号に掲げる者を除く。）
二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第二五号に掲げる者を除く。）
二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛府給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの（第八号区分の項第二五号に掲げる者を除く。）
二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者
二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの

二九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の報酬月額を受けていたもの
二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）
二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）
二三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）
二四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）
二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）
二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）
二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者
二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの

区分号	備考
第一〇号、第一一号区分の項第一三号、第一二号区分の項第九号、第四号区分の項第二一號、第五号区分の項第二〇号、第六号区分の項第二四号、第七号区分の項第二四号、第八号区分の項第一八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聞くものとする。	第一号区分にも属しないこととなる者
ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
二 平成十八年四月一日以後適用される裁判官の報酬等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の裁判官報酬法」という。）別表の適用を受けていた者で同表判事の項二号の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
三 平成十八年四月一日以後適用されている検察官の俸給等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の検察官俸給法」という。）別表の適用を受けていた者で同表檢事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
四 平成十八年四月一日以後適用されている特別職の職員の給与に関する法律（以下「平成十八年四月以後の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者
六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

分 区 号 第二	八 平成十八年四月一日から平成十九年一月 までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十八年四月一日から平成十九年一月 八日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八の二 平成十九年一月九日以後適用されている防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「平成十九年一月以後の防衛省給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの 一 平成十八年四月以後の一 般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同項一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの 二 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表の適用を受けていた者で同項三号から五号までの報酬月額を受けていたもの 三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの 四 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの 五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額に満たない俸給月額を受けていたもの 六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの 七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の適用を受けていた者で同項一号俸の俸給月額を受けていたもの
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 三 号 区 分	八 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの
一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの	九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの
二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの	一〇 平成十八年四月一日以後適用される一般職の任期付研究員法」という。第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表六号俸の俸給月額を受けていたもの
三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの	一一 平成十八年四月一日以後適用される一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(他の法令において、引用し、又は準用する場合を含む。以下「平成十八年四月以後の任期付職員法」という。)第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表七号俸の俸給月額を受けていたもの
四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公務職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの	一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの

六 平成十八年四月以後の一般職給与法の数
育職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が五級であつたもの
七 平成十八年四月以後の一般職給与法の研
究職俸給表の適用を受けていた者でその属す
る職務の級が六級であつたもの
八 平成十八年四月以後の一般職給与法の医
療職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が五級であつたもの
八の二 平成二十九年四月一日以後適用され
ている一般職給与法(他の法令において、引
用し、準用し、又はその例による場合を含
む。)の専門スタッフ職俸給表の適用を受け
ていた者でその属する職務の級が四級であつ
たもの
九 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別
判事の項の適用を受けていた者で同項六号か
ら八号までの報酬月額を受けていたもの
一〇 平成十八年四月以後の検察官俸給法別
表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者
で同項三号又は四号の報酬月額を受けていた
もの
一一 平成十八年四月以後の検察官俸給法別
表検事の項の適用を受けていた者で同項六号
から八号までの俸給月額を受けていたもの
一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別
表副検事の項の適用を受けていた者で同項一
号又は二号の俸給月額を受けていたもの
一三 平成十八年四月以後の特別職給与法別
表第三の適用を受けていた者で同表十二号俸
の俸給月額を受けていたもの
一四 平成十八年四月以後同年七月以前の旧
防衛庁給与法の防衛參事官等俸給表の適用を
受けていた者で同表の陸將補、海將補及び空
將補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けてい
たもののうち内閣総理大臣の定めるもの
一五の二 平成十九年一月以後の防衛省給与
法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同
表の陸將補、海將補及び空將補の(二)欄に
掲げる俸給月額を受けていたもののうち内閣
総理大臣の定めるもの

内閣総理大臣の定めるもの	前各号に掲げる者に準ずるものとして 平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が九級であつたもの
二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専 門行政職俸給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が七級であつたもの	三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税 務職俸給表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が九級であつたもの
四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が十級であつたもの	五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が九級であつたもの
六 平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が四級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの	七 平成十八年四月以後の一般職給与法の研 究職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が五級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの
八 平成十八年四月以後の一般職給与法の医 療職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が四級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの	九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医 療職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が四級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの
九の二 平成二十年四月一日以後適用され て的一般職給与法(他の法令において、引用 し、準用し、又はその例による場合を含む。 以下「平成二十年四月以後の一般職給与法」 という。)の専門スタッフ職俸給表の適用を 受けていた者でその属する職務の級が三級で あつたもの	一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別 表判事事務の項の適用を受けていた者で同項一 号又は二号の報酬月額を受けていた者の 一一 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別 表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者 で同項五号から七号までの報酬月額を受けて いたもの

第一	平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が八級であつたもの	二二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別 表検事の項の適用を受けていた者で同項九号 又は十号の俸給月額を受けていたもの
二	平成十八年四月以後の一般職給与法の専 門行政職俸給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの	二一 平成十八年四月までの俸給月額を受けていたもの
三	平成十八年四月以後の一般職給与法の税 務職俸給表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が八級であつたもの	二〇 平成十八年四月までの俸給月額を受けていたもの
四	平成十八年四月以後の一般職給与法の税 務職俸給表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が八級であつたもの	一九 平成十八年四月以後の一般職給与法の税 務職俸給表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が八級であつたもの
五	内閣総理大臣の定めるもの	一八 平成十八年四月以後の任期付職員法第 七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で 第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者 で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの 一九 前各号に掲げる者に準ずるものとして 内閣総理大臣の定めるもの
六	内閣総理大臣の定めるもの	一七 平成十八年四月以後の任期付職員法第 七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で 第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者 で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの 一九 前各号に掲げる者に準ずるものとして 内閣総理大臣の定めるもの
七	内閣総理大臣の定めるもの	一六 平成十九年一月以後の防衛省給与 法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同 表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に 掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区 分の項第一五号の二に掲げる者を除く。)又 は一等陸佐、一等海佐及び一等 空佐の(二)欄に掲げる俸給月額を受けてい たもの
八	内閣総理大臣の定めるもの	一五 平成十八年四月以後同年七月以前の旧 防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を 受けていた者でその属する職務の級が五級で あつたもの
九	内閣総理大臣の定めるもの	一四 平成十八年四月以後の特別職給与法別 表第三の適用を受けていた者で同表十号俸又 は十一号俸の俸給月額を受けていたもの
十	内閣総理大臣の定めるもの	一三 平成十八年四月以後の検察官俸給法別 表副検事の項の適用を受けていた者で同項三 号から五号までの俸給月額を受けていたもの

四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公
安職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が九級であつたもの
五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公
安職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が八級であつたもの
六 平成十八年四月以後の一般職給与法の教
事職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が七級であつたもの(第四
号区分の項第六号に掲げる者を除く。)
七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教
育職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が四級であつたもの(第四
号区分の項第七号に掲げる者を除く。)のう
ち内閣総理大臣の定めるもの
八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研
究職俸給表の適用を受けていた者でその属す
る職務の級が五級であつたもの(第四号区分
の項第八号に掲げる者を除く。)のうち内閣
総理大臣の定めるもの
九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医
療職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていたもの
者でその属する職務の級が四級であつたもの(第四
号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のう
ち内閣総理大臣の定めるもの
一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別
表判事補の項の適用を受けていた者で同項三
号又は四号の報酬月額を受けていたもの
一一 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別
表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者
で同項八号又は九号の報酬月額を受けていた
もの
一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別
表檢事の項の適用を受けていた者で同項十一
号又は十二号の俸給月額を受けていたもの
一三 平成十八年四月以後の検察官俸給法別
表副檢事の項の適用を受けていた者で同項六
号又は七号の俸給月額を受けていたもの
一四 平成十八年四月以後の特別職給与法別
表第三の適用を受けていた者で同表九号俸
俸給月額を受けていたもの
一五 平成十八年四月以後同年七月以前の旧
防衛庁給与法の防衛參事官等俸給表の適用を
受けていた者でその属する職務の級が四級で
あつたもの

第六分区号	第一
一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が七級であつたもの	前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を 受けた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び 一等空佐の(二)欄に掲げる俸給月額を受 けたもの
二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専 門行政職俸給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が五級であつたもの	(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの
三 平成十八年四月以後の一般職給与法の公 務職俸給表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が七級であつたもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が七級であつたもの
四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が八級であつたもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの
五 平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が四級であつたもの(第四 号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号 に掲げる者を除く。)	平成十八年四月以後の一般職給与法の研 究職俸給表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が五級であつたもの(第四号区分 の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げ る者を除く。)のうち内閣総理大臣の定める もの
六 平成十八年四月以後の一般職給与法の医 療職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が四級であつたもの(第四 号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号 に掲げる者を除く。)	平成十八年四月以後の一般職給与法の医 療職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が四級であつたもの(第四 号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号 に掲げる者を除く。)

号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)
一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
一三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の報酬月額を受けていたもの
一四 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の報酬月額を受けていたもの
一五 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十三号又は十四号の俸給月額を受けていたもの
一六 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項八号又は九号の俸給月額を受けていたもの
一七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表五号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの
一八 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
一九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの
二〇 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの
二一 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの

内閣総理大臣の定めるもの	二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして	第二 分 区 号 七 第
一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表（一）の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの	二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの	三 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
四 平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表（一）の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が七級であつたもの	五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表（二）の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの	六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海 事職俸給表（一）の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの（第六号区分の項第六号に掲げる者を除く。）
七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表（一）の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたものうち 内閣総理大臣の定めるもの	八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研 究職俸給表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が五級であつたもの（第四号区分 の項第八号、第五号区分の項第八号及び第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。）	九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医 療職俸給表（一）の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもの
一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の 医療職俸給表（二）の適用を受けていた者で その属する職務の級が六級であつたもの	一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の 医療職俸給表（三）の適用を受けていた者で その属する職務の級が六級であつたもの	一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の 福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
一二の二 平成二十年四月以後の一般職給与 法の専門スタッフ職俸給表の適用を受けてい た者でその属する職務の級が一級であつたもの		

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三
分	区	号	八	第	一	二	三	四	五	六	七	八
裁判事補の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの	裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又是四号俸の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛廳給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの	平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛廳給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等空佐であつたもの	平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者での属する職務の級が五級であつたもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者での属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者での属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者での属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
裁判事補の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの	裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又是四号俸の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛廳給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの	平成十八年四月以後平成十九年一月以後の旧防衛廳給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等空佐であつたもの	平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者での属する職務の級が五級であつたもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者での属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者での属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者での属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

四 平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
八 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
九 平成十八年四月以後の一 般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。）
一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表の報酬月額を受けていたもの

分 区 号 第 九	
内閣総理大臣の定めるもの	表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十四号の報酬月額を受けていたもの
政職俸給表(一)の適用を受けていたもの	平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていたもの
二 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第八号区分の項第二号に掲げる者を除く。)	平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていたもの
三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第八号区分の項第二号に掲げる者を除く。)	平成十八年四月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの
二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして	二一 平成十八年四月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの
内閣総理大臣の定めるもの	二二 平成十八年四月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの
一 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていたもの	二三 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの
二 平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていたもの	二四 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸又は二号俸の俸給月額を受けていたもの

属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第三号に掲げる者を除く。）

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者

内閣総理大臣の定めるもの又は四級であつたるもの

四	属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第三号に掲げる者を除く。）
五	平成十八年四月以後の一般職給与法の公務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
六	平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
七	平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
八	平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの（第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。）
九	平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。）
一〇	平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第一〇号に掲げる者を除く。）
一一	平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第一一二号に掲げる者を除く。）
一二	平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第一三号に掲げる者を除く。）
一三	平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）
一四	平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）
一五	平成十八年四月以後の裁判官報酬法の裁判事補の項の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）
一六	平成十八年四月以後の裁判官報酬法の裁判事補の項の適用を受けていた者で同項十号の報酬月額を受けていたもの
一七八	平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十五号の報酬月額を受けていたもの
一八	平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十三号の俸給月額を受けていたもの
一九	平成十八年四月以後の検察官俸給法別表第三の適用を受けていた者で同項十九号の俸給月額を受けていたもの
二〇	平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同項十九号の俸給月額を受けていたもの
二一	平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二〇号に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定めるもの
二二	平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
二三	平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一等陸尉であつたもの
二四	平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの
二五	前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの

内閣総理大臣の定めるもの又は四級であつたるもの

その属する職務の級が二級であつたものうち内閣総理大臣の定めるもの又は三級であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたもの

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項十号又は十二号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十六号又は十七号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十四号から十六号までの俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二一 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二〇号及び第九号区分の項第一号に掲げる者を除く。）

二二 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第九号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定めたもの

二三 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第九号区分の項第二二号の二に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定めるもの

二三 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは准空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空曹長、海曹若しくは准空曹長、准陸曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは准空曹長で、又は一等陸尉、准海尉若しくは准空尉、准陆尉、准海尉若しくは准空曹長で、又は一等陸曹長、海曹長若しくは准空曹長で、又は一等陸曹、一等海曹若しくは准空曹長であつたもの

別表第二（第六条の四関係）	平成十年四月一日から平成八年四月三十日まで	二 一 内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第二二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二三号、第八号区分の項第二二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
				十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
二 一 内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第二二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二三号、第八号区分の項第二二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額

別表第二（第六条の四関係）	平成十年四月一日から平成八年四月三十日まで	二 一 内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第二二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二三号、第八号区分の項第二二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
				十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
二 一 内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第二二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二三号、第八号区分の項第二二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額	十一月三十日改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額